

掛川市告示第23号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年掛川市告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月25日

掛川市長 松 井 三 郎

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年掛川市条例第8号）に定めがあるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第6条第1号中「おおむね10歳未満の」を削り、同条第2号中「児童の健全な育成」を「健全育成」に改める。

第7条中「別表に定める団体」を「社会福祉法人掛川市社会福祉協議会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

実 施 施 設		対 象 学 区	定員
名 称	所 在 地		
中央小学校学童保育所	掛川市下俣633番地	中央小学校	55人
西山口小学校学童保育所	掛川市成滝110番地の1	西山口小学校	45人
第二小学校学童保育所	掛川市大池438番地の1	第二小学校	40人
つくし学童保育所	掛川市大池504番地の1	第二小学校	40人
千浜小学校学童保育所	掛川市千浜5849番地	千浜小学校	20人
大坂小学校学童保育所	掛川市大坂5667番地	大坂小学校	35人
土方小学校学童保育所	掛川市上土方322番地	土方小学校及び中小学校	30人
横須賀小学校学童保育所	掛川市横須賀1110番地	横須賀小学校	35人
大渕小学校学童保育所	掛川市大渕5602番地	大渕小学校	20人
佐束小学校学童保育所	掛川市小貫1474番地	佐束小学校	25人

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。